

九州大学大学文書館における特定歴史公文書等の利用等に関する規程案 新旧対照表

別紙15

(傍線部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 | 備考 |
|---|---|---|
| <p>[第30条 略]</p> <p>(保存及び利用の状況の報告)</p> <p>第31条 文書館は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告するものとする。</p> <p>2 文書館は、前項に規定する報告のため、必要に応じて調査を実施するものとする。</p> <p><u>(紛失等への対応)</u></p> <p><u>第32条 文書館は、特定歴史公文書等の紛失、誤廃棄又は目録の重大な誤りが明らかとなった場合は、その旨を直ちに内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p> <p>2 <u>文書館は、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、その講じた措置及び目録に必要な修正について、内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p> <p>3 <u>文書館は、前項の規定に基づき内閣総理大臣に報告した場合には、これを公表するものとする。</u></p> <p>(利用等規程の備付及び公表等)</p> <p>第33条 文書館は、本規程並びに第9条に規定する目録並びに第10条第1項に規定する利用請求書の様式及び別表の料金表について、文書館に備え付けておくとともに、インターネットの利用等により公表するものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第34条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は別に定める。</p> | <p>[第30条 同左]</p> <p>(保存及び利用の状況の報告)</p> <p>第31条 文書館は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告するものとする。</p> <p>2 文書館は、前項に規定する報告のため、必要に応じて調査を実施するものとする。</p> <p>(利用等規程の備付及び公表等)</p> <p>第32条 文書館は、本規程並びに第9条に規定する目録並びに第10条第1項に規定する利用請求書の様式及び別表の料金表について、文書館に備え付けておくとともに、インターネットの利用等により公表するものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第33条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は別に定める。</p> | <p>ガイドライン改正案に基づき追加するもの。</p> <p>「紛失等への対応」条項の追加に伴い、条ズレを修正するもの。</p> <p>「紛失等への対応」条項の追加に伴い、条ズレを修正するもの。</p> |